# 清瀬市第1号事業(訪問型・通所型)サービスコード

1.	訪問型	従来型(国基準相当)サービス	P.1
2.	訪問型	緩和基準型サービス	P.2
3.	通所型	従来型(国基準相当)サービス	Р.3
4.	通所型	緩和基準型サービス	P.4
5	<b>企業予</b> (	<b>たケアマネジメント</b>	Вι

令和6年4月1日

### 1. 訪問型 従来型(国基準相当)サービス (訪問型サービス(独自)サービスコード表)

サービ	スコード 項目	サービス内容略称				算定項目		合成 単位数	算定 単位
A2	1111	訪問型独自サービス11		1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	標準的な回数を 定める場合	1.176単位 日割の場合 2)1週に2回程度の場合 2.349単位 日割の場合		割の場合	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12						2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割				77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合				3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合 1:		123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスで	である場合		287単位	287	
A2	2511	訪問型独自サービス22	回数を定める場 合	(2)生活援助が中心である場合	(-	-)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	l
A2	2621	訪問型独自サービス23			(=	二)所要時間45分以上の場合	220単位	220	1回につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場			163単位	163	ĺ
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11			(1	)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割					日割の場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2	1)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合			日割の場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	高齢者虐待防止		(3	)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	措置未実施減算				日割の場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21			(1)	)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合			(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2	İ
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				)生活援助が中心である場合	(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2	1回につき
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間				)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	İ
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建	■ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一	 -建物の利用者	皆20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	物の利用者等に	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算		1 .
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	サ <i>ー</i> ビスを行う場 合		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算					所定単位数の 15%加算		1
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算						1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数							1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算					所定単位数の 15%加算 所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等にお	おける小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等加算					所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に原	居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200単位加算	200	П
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	/、70凹川井		(1	))生活機能向上連携加算(I)	100単位加复	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II	二 生活機能向上	重携加算 ————————————————————————————————————		2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化				50単位加算	50	月1回程度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I		(1)介護職員処遇改善加算(I)			所定単位数の 137/1000 加算		aix
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II	へ 介護職員処	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 100/1000 加算		İ
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(III)			所定単位数の 55/1000 加算		t
-	6278			(〇/月 127% 吳 72 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22	(1	1)企業聯昌等特宁加溫改善加質(1)			1月につき
-			ト 介護職員等特	定処遇改善加算	_				† '
$\vdash$			チ 介護職員学べ		(2	-/川 区域只寸17亿℃地以普加开(Ⅱ/	所定単位数の 42/1000単位加昇		1 '
A2 A2 A2	6278 6279 6281	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I 訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I 訪問型独自サービスペースアップ等支援加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)					

2. 訪問型 基準緩和型サービス P.2



### 3. 通所型 従来型(国基準相当)サービス (通所型サービス(独自)サービスコード表)

تا_4								- 本出	答中	
種類	項目	サービス内容略称		算 <b>定</b> 項目					合成 単位数	算定 単位
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回以上					1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割	「イ 」過当たりの 「標準的な回数を	1,798単位	日割の場合			59 単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12	定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回以上 3.621単位	口刺の担人			110 114	3,621	1月につき
A6 A6	1122	通所型独自サービス12日割 通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回	, , –	日割の場合			119単位 436単位	119 436	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21		事業対象者・要支援1 ※1月の中で主部で4回まで 事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	+			430単位	430	「凹につさ
A6	C211	通所至独自り一とへ22 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	XCX-070-811	学来対象省 安文版2 次十万の十七里印 20回よと	事業対象者·要支援1			18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		,	7.117.22.22.22.22.2	日割の場合	-	1単位減算	-1	1日につき
A6	C213		高齢者虐待防止	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者·要支援2			36単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	措置未実施減算			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齡者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者·要支援1			4単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22	<b></b>		事業対象者·要支援2			4単位減算	-4	
A6	D211 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割	_		事業対象者·要支援1	日割の場合		18単位減算 1単位減算	-18 -1	1月につき 1日につき
A6	D212 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算11日制 通所型独自業務継続計画未策定減算12	業務継続計画未	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	口刮の場合		36単位減算	-36	1月につき
A6	D213		未		<b>学术对外日 女人派</b> 2	日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		事業対象者·要支援1	H 1149-99 L		4単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22	1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者·要支援2			4単位減算	-4	i
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算						<b>「定単位数の 5% 加算</b>		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等	に居住する者へのサービス提供加算				「定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	<u> </u>					所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一?	建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型	イ 1週当たりの標準的な	よ回数を定める場合	事業対象者·要支援1 事業対象者·要支援2	376 単位減算	-376	1月につき
A6 A6	6106 6207	通所型独自サービス同一建物減算2 通所型独自サービス同一建物減算3	サービス(独自		ロ 1月当たりの回数を定		事業对家 <b>有</b> ·安文張2	752 単位減算 94単位減算	-752 -94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎滅算	事業所が洋流	を行わない場合	ロー月ヨたりの回数を入	200の場合		94単位減算 47 単位減算	-94 -47	片道につき
A6	5010	通所至独自と起源昇通所型独自生活向上グループ活動加算		-グループ活動加算				100 単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算		利用者受入加算				240 単位加算	240	.,,,,,,,,,
A6	6116		ホ 栄養アセスメン		-	50 単位加算				ı
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	へ 栄養改善加算	į				200 単位加算	200	ı
A6	5004	通所型独自サービスロ腔機能向上加算 I		(1)口腔機能向上加算(I)	150 単位加算				150	ı
A6	5011	通所型独自サービスロ腔機能向上加算 II	加算	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算		160	ı		
A6	6310		チ 一体的サービ	ス提供加算	480単位加3			480	ı	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	4	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1			88 単位加算	88	ı l
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算 I 2			事業対象者・要支援2			176 単位加算 72 単位加算	176 72	ı l
A6	6107 6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2	リ サービス提供 体制強化加算	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者·要支援1 事業対象者·要支援2			144 単位加算	144	ı
A6	6103	通所至独自サービス提供体制加算Ⅲ1	PF 107 JE (1070 JF		事業対象者・要支援1			24 単位加算	24	í l
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2			48 単位加算	48	i l
A6	4001		ヌ 生活機能向	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	77447241			100 単位加算	100	ı
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II	上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)				200 単位加算	200	ı
A6	6200		ル 口腔・栄養ス	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)			20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	クリーニング加算	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)				5 単位加算	5	
A6	6311		ヲ 科学的介護推	進体制加算	/a \ A SEEDN III M III TA SE AN SE / Y \		27 104 (4- 94-4	40 単位加算	40	1月につき
A6	6100 6110	通所型独自サービス処遇改善加算 I 通所型独自サービス処遇改善加算 II	」 ワ 介護職員処遇	l 改善加質	(1)介護職員処遇改善加算(I) (2)介護職員処遇改善加算(I)			カ 59/1000 加算 カ 43/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算II 通所型独自サービス処遇改善加算III	/ 川設戦貝処遇	以百/  开	<ul><li>(2)介護職員処遇改善加算(II)</li><li>(3)介護職員処遇改善加算(III)</li></ul>			カ 43/1000 加算		í l
A6	6118	通所至独自サービス処遇改善加昇加通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ			(1)介護職員等特定処遇改善加	算(I)		の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II	カ 介護職員等特	定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加		所定単位数	の 10/1000 加算		
A6	6114		ヨ 介護職員等べ	ースアップ等支援加算	-	-	所定単位数の			
		の場合		/						
サービ					管中语口				合成	算定
種類	項目	サービス内容略称			算定項目				単位数	単位
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回以上		98単位			1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超	- 標準的な回数を			単位			41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超	定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回以上		21単位	定員超過		2,535	1月につき
A6 A6	8012 8003	通所型独自サービス12日割・定超	E 1841 USE	  事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		9単位 6 単位	× 70	J70	83 305	1日につき 1回につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超					$\dashv$	}	305	一回につざ
		3 通所型独自サービス22・定超 数を定める場合 事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで 447単位 2種職員が欠員の場合						313		
サービ			T					合成	算定	
種類		サービス内容略称			算定項目				単位数	単位
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	/ AMB W L II =	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回以上	1,79	98単位			1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠	イ 1週当たりの 標準的な回数を			単位	看護・介證	#1200日が	41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠	一様年的な回数を 定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回以上		21単位	有護・介護 欠員の		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠				9単位	— X 70		83	1日につき
					436 単位				1回につき	
A6 A6	9003 9013	通所型独自サービス21・人欠 通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで 事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		6 単位 7 単位	_	-	305 313	「国につる

### 4. 通所型 緩和基準型サービス

P.4

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称		算定項目	負担割合	給付率	合成 単位数	算定 単位
A7 1001	通所型緩和サービス1(1割)		事業対象者・要支援1 1,708単位	1割	90%		1月につき
A7 1002	通所型緩和サービス1(2割)		※1月の中で全部で5回以上	2割	80%	1,708	1
	通所型緩和サービス1(3割)			3割	70%		
	通所型緩和サービス1・同一(1割)		事業対象者·要支援1 1,332単位	1割	90%		i l
	通所型緩和サービス1・同一(2割)		※同一建物居住者用	2割	80%	1.332	ı
	通所型緩和サービス1・同一(3割)	イ 通所型サービ		3割	70%	1,002	ı
	通所型緩和サービス1日割(1割)	ス費(緩和)	事業対象者·要支援1 56単位	1割	90%		(
	通所型緩和サービス1日割(2割)	(定額)	※日割用	2割	80%	56	ı
	通所型緩和サービス1日割(3割)			3割	70%	30	ı
	通所型緩和サービス1日割・同一(1割)		事業対象者·要支援1 43単位	1割	90%		r
	通所型緩和サービス1日割・同一(1割)		※日割·同一建物居住者用	2割	80%	43	
			Man is kimulani			40	ı
	通所型緩和サービス1日割・同一(3割)		  事業対象者・要支援2 3,440単位	3割	70%		ı
	通所型緩和サービス2(1割)		手来対象者・安文振2 3,440単位  ※1月の中で全部で9回以上	1割			ı
	通所型緩和サービス2(2割)		※1月の中で主命で9回以上	2割	80%	3,440	ı
	通所型緩和サービス2(3割)			3割	70%		ı I
	通所型緩和サービス2・同一(1割)		事業対象者·要支援2 2,688単位	1割	90%		1
A7 1112	通所型緩和サービス2・同一(2割)	ケ 通所型サー	※同一建物居住者用	2割	80%	2,688	1
	通所型緩和サービス2・同一(3割)	ビス費(緩和)		3割	70%		ı
A7 1121	通所型緩和サービス2日割(1割)	(定額)	事業対象者·要支援2 113単位	1割	90%		1
A7 1122	通所型緩和サービス2日割(2割)	()C 10()	※日割用	2割	80%	113	ı
A7 1123	通所型緩和サービス2日割(3割)			3割	70%		1
A7 1131	通所型緩和サービス2日割・同一(1割)		事業対象者·要支援2 88単位	1割	90%		ı
A7 1132	通所型緩和サービス2日割・同一(2割)		※日割·同一建物居住者用	2割	80%	88	ı
	通所型緩和サービス2日割・同一(3割)	ŀ		3割	70%		1
	通所型緩和サービス1回数(1割)		事業対象者·要支援1 414単位	1割	90%		1回につき
	通所型緩和サービス1回数(2割)		※1月の中で全部で4回まで	2割	80%	414	
	通所型緩和サービス1回数(3割)	コ 通所型サービ		3割	70%		1
	通所型緩和サービス1回数・同一(1割)	ス費(緩和)	事業対象者·要支援1 320単位	1割	90%		1
	通所型緩和サービス1回数・同一(2割)	(回数)	※同一建物居住者用	2割	80%	320	ı
	通所型緩和サービス1回数・同一(2割)		XIII XEIMILLEIM	3割	70%	320	1
			事業対象者·要支援2 425単位				ı
	通所型緩和サービス2回数(1割)		予未対象名・安文族2 425単位   ※1月の中で全部で8回まで	1割	90%	425	1
	通所型緩和サービス2回数(2割)	フ 通所型サービ	※1万の中で主命で6回まで	2割	80%	425	ı
	通所型緩和サービス2回数(3割)	ス費(緩和)		3割	70%		1
	通所型緩和サービス2回数・同一(1割)	(回数)	事業対象者·要支援2 331単位	1割	90%	204	ı
	通所型緩和サービス2回数・同一(2割)		※同一建物居住者用	2割	80%	331	ı
	通所型緩和サービス2回数・同一(3割)			3割	70%		
	通所型緩和生活向上グループ活動加算(1割)			1割			1月につき
	通所型緩和生活向上グループ活動加算(2割)	ハ 生活機能向上	<u>-</u> グループ活動加算	2割	95 単位加算	95	
	通所型緩和生活向上グループ活動加算(3割)			3割			ı l
A7 1411	通所型緩和サービス運動器機能向上加算(1割)			1割			
A7 1412	通所型緩和サービス運動器機能向上加算(2割)	コ 運動器機能向	上加算	2割	213 単位加算	213	
A7 1413	通所型緩和サービス運動器機能向上加算(3割)			3割	]		ı
	通所型緩和サービス栄養改善加算(1割)			1割			ı
A7 1422	通所型緩和サービス栄養改善加算(2割)	へ 栄養改善加算	Į.	2割	190単位加算	190	ı
_	通所型緩和サービス栄養改善加算(3割)			3割			ı
	通所型緩和サービスロ腔機能向上加算 I (1割)			1割			ı
_	通所型緩和サービス口腔機能向上加算 I (2割)		口腔機能向上加算(I)	2割	143 単位加算	143	ı
	通所型緩和サービス口腔機能向上加算 I (3割)	ト 口腔機能向上		3割	110	. 10	ı
	通所型緩和サービスロ腔機能向上加算Ⅱ(1割)	加算		1割			i l
	通所型緩和サービスロ腔機能向上加算Ⅱ(2割)	/# <del>-7T</del>	口腔機能向上加算(II)	2割	152 単位加算	152	ı
	通所型緩和サービスロ腔機能向上加算 II (2割) 通所型緩和サービスロ腔機能向上加算 II (3割)		PIXIXIN工川开(II)	3割	152 早江/川昇	132	ı I
A / 1436	週川空被和5-11 人口腔機能向上加昇Ⅱ(3割)			3割			

## 清瀬市介語

ト護予防ケアマネジメントサービスコード表	P.5	,
----------------------	-----	---

サービ	スコード 項目	費用コード略称	サービスの内容		合成 単位数	算定 単位	委託料 委託先居宅	
	1001	ケアマネジメントA	原則的なケアマネジメント費の基本報酬	442 単位	442	1月につき	4,493	391
	1002	ケアマネジメントA・初回	原則的なケアマネジメント費の基本報酬+初回加算	442 単位+300 単位	742	1月につき	7,410	789
	1004	ケアマネジメントA・移行	原則的なケアマネジメント費の基本報酬+移行加算	442 単位+300 単位	742	1月につき	7,808	391
	1006	ケアマネジメントA・委託連携	原則的なケアマネジメント費の基本報酬+委託連携加算	442 単位+300 単位	742	1月につき	7,410	789
	1007	ケアマネジメントA・初回・委託連携	原則的なケアマネジメント費の基本報酬+初回+委託連携加算	442 単位+300 単位 +300 単位	1,042	1月につき	10,327	1,187
	1301	ケアマネジメントA・虐待防止減算	原則的なケアマネジメント費の基本報酬+高齢者虐待防止措置未実施減算	442 単位-4 単位	438	1月につき	4,452	387
	1302	ケアマネジメントA・初回・虐待防止減算	原則的なケアマネジメント費の基本報酬+初回加算+高齢者虐待防止措置未実施減算	442 単位+300 単位 -4 単位	738	1月につき	7,369	785
	1303	ケアマネジメントA・移行・虐待防止減算	原則的なケアマネジメント費の基本報酬+移行加算+高齢者虐待防止措置未実施減算	442 単位+300 単位 -4 単位	738	1月につき	7,767	387
	1304	ケアマネジメントA・委託連携・虐待防止減算	原則的なケアマネジメント費の基本報酬+委託連携加算+高齢者虐待防止措置未実施減算	442 単位+300 単位 -4 単位	738	1月につき	7,369	785
	1305	ケアマネジメントA・初回・委託連携・虐待防止減算	原則的なケアマネジメント費の基本報酬+初回+委託連携加算+高齢者虐待防止措置未実施減算	442 単位+300 単位+ 300 単位-4 単位	1,038	1月につき	10,286	1,183
	1101	ケアマネジメントB	簡略化したケアマネジメント費の基本報酬	400 単位	400	1月につき	4,066	354
	1102	ケアマネジメントB・初回	簡略化したケアマネジメント費の基本報酬+初回加算	400 単位+300 単位	700	1月につき	6,983	752
	1104	ケアマネジメントB・移行	簡略化したケアマネジメント費の基本報酬+移行加算	400 単位+300 単位	700	1月につき	7,381	354
	1106	ケアマネジメントB・委託連携	簡略化したケアマネジメント費の基本報酬+委託連携加算	400 単位+300 単位	700	1月につき	6,983	752
	1107	ケアマネジメントB・初回・委託連携	簡略化したケアマネジメント費の基本報酬+初回+委託連携加算	400単位+300 単位+ 300 単位	1,000	1月につき	9,900	1,150
	1401	ケアマネジメントB・虐待防止減算	簡略化したケアマネジメント費の基本報酬+高齢者虐待防止措置未実施減算	400単位-4 単位	396	1月につき	4,025	350
	1402	ケアマネジメントB・初回・虐待防止減算	簡略化したケアマネジメント費の基本報酬+初回加算+高齢者虐待防止措置未実施減算	400 単位+300 単位 -4 単位	696	1月につき	6,942	748
	1403	ケアマネジメントB・移行・虐待防止減算	簡略化したケアマネジメント費の基本報酬+移行加算+高齢者虐待防止措置未実施減算	400 単位+300 単位 -4 単位	696	1月につき	7,340	350
	1404	ケアマネジメントB・委託連携・虐待防止減算	簡略化したケアマネジメント費の基本報酬+委託連携加算+高齢者虐待防止措置未実施減算	400 単位+300 単位 -4 単位	696	1月につき	6,942	748
	1405	ケアマネジメントB・初回・委託連携・虐待防止減算	簡略化したケアマネジメント費の基本報酬+初回+委託連携加算+高齢者虐待防止措置未実施減算	400単位+300 単位 +300 単位-4 単位	996	1月につき	9,859	1,146
	1201	ケアマネジメントC	初回のみのケアマネジメント費の基本報酬	200 単位	200	1月につき		2,210
	1501	ケアマネジメントC・虐待防止減算	初回のみのケアマネジメント費の基本報酬+高齢者虐待防止措置未実施減算	200単位-2 単位	198	1月につき		2,012